

決定した合併協定項目

第3回合併協議会（2頁参照）で決定した合併協定項目は次のとおりです。

9 一般職の職員の身分の取扱いに関すること

【定数・任免】

一般職の職員は新市に引き継ぐ。新市の組織体制と併せ、定員の適正化計画を新市において早急に作成し、定員管理の適正化に努める。

【給与】

国家公務員の給与制度に準拠し、職種と併せ採用俸給表を決定し、行政職俸給表第一表における対応級は9級制とする。
住居手当等については、国家公務員の給与制度に準じて調整して決定する。宿日直手当は廃止する。

10 特別職等の身分の取扱いに関すること

【特別職職員の任期】

市長等の任期は法令の定めるところによる。
新市の市長が選出されるまでの間、市長の職務執行者を4町の町長の中から選任する。

【特別職の給料、手当、旅費】

次のとおりとする（月額）。ただし、新市において特別職等報酬審議会を速やかに設置の上、給与の適正化に努める。

職務執行者	8,000,000円
市長	9,800,000円
助役	8,000,000円

収入役	710,000円
教育長	710,000円

【非常勤特別職員の報酬、費用弁償】

議会議員の報酬は、次のとおりとする（月額）。ただし、新市において特別職報酬等審議会を速やかに設置の上、報酬等の適正化に努める。

議長	470,000円
副議長	415,000円
常任委員長	390,000円
議員	380,000円

消防団員の報酬は次のとおりとする（月額）。

団長	120,000円
副団長	85,000円
分団長	65,000円
副分団長	45,000円
部長	30,000円
班長	24,000円
団員	18,000円

19-2 情報公開の取扱い

情報公開や個人情報保護に関して、規定すべき条項を調整し、所要の条例を制定する。

19-3 男女共同参画の取扱い

現行どおり新市で実施する。また、合併後に推進組織を設置するとともに、市民の計画策定組織を設置し、早期に新プランを策定する。

19-5 広聴広報の取扱い

広報誌については、広域情報網の構築までは、月1回程度発行する。

19-6 消防団の取扱い

【消防団の組織】

現団員は新市に引き継ぎ、条例定数を1700名以内とする。
新市発足をもって1消防団に再編する。分団等の組織は当面現行どおりとし、新市において新たに作成する消防計画に基づき調整する。

19-7 防災関係の取扱い

【自主防災組織等の結成】

自主防災組織は、全市域にわたって組織できるように努める。

【共済・見舞金等】

制度として存続する。詳細については新市で整備する。

19-8 姉妹都市等の取扱い

姉妹都市等の調印については、相手の意向を確認し新市に移行する。

中学生国際交流は、現行どおり継続し、合併後は市内の中学生が等しく機会が得られるよう検討する。

19-13 環境事務の取扱い

【火葬業務】

地理的条件を考えて、現状の施設を維持していく。
霊柩車は廃止の方向で調整する。

19-14 塵芥処理の取扱い

【指定ごみ袋】

- ・販売場所数及び販売方法については、新市において、関係機関と調整の上検討する。

19-15 保健衛生の取扱い

【育児支援】

- ・各町の優れた取組を取り入れ、事業内容が充実する形で調整し、一元化の上、新市に継承する。

【保健事業の拠点】

- ・各保健センターは、現行のまま新市に継承し、保健事業の拠点として位置づける。

一部が決定した主な合併協定項目

第3回合併協議会で一部のみが決定した主な合併協定項目は次のとおりです。

19-11 国民健康保険の取扱い(その1)

【被保険者証】

- ・カード化に統一する。

19-16 各種社会福祉事業等の取扱い(その1)

【民生福祉関係】

- ・新市において、福祉事務所を設置し、生活保護全般の対応を行う。

21-3 ① 戸籍、住民登録事務の取扱い(その2)

【戸籍事務】

- ・戸籍システムは、電算化をし統一を図る。

19-22 社会教育の取扱い(その2)

【社会教育施設・活動の状況】

- ・公民館、図書館(図書室)、資料館、教育集会所は、現行のまま新市に継承する。
- ・なお、図書館(図書室)は、合併まで、4館(室)のネットワーク体制の確立に努める。

19-23 都市計画の取扱い(その2)

- ・駅周辺整備、街路事業、土地区画整理事業及び雨水事業については、現行のまま新市に継承する。

19-24 建設関係事業の取扱い(その2)

【道路除雪体制】

- ・業者委託を基本とし、現行の除雪路線を減少させることなく、均衡上必要がある場合は追加も考慮し、新市に移行後速やかに調整する。
- ・除雪機貸付については、地域間調整を図り統一する。

19-25 公営住宅の取扱い(その1)

【一般公営住宅】

- ・家賃の決定、敷金については、現行のまま新市に継承する。
- ・入居者の費用負担については、共益費は入居者の

の直接負担を原則とするが、合併浄化槽に係る共益費については、現行のまま継承する。

・入居者の資格、退去要件等については、新市に移行後、速やかに統一する。

19-27 下水道等の取扱い(その2)

- ・農業集落排水事業、合併浄化槽事業は、現行のまま新市に継承し、全体計画の中で取り組む。
- ・4町の登録業者は、全て新市の指定工事業者とする。

19-29 商工観光事業の取扱い(その2)

【企業誘致】

- ・工場等誘致条例については、新市に移行後、現行制度を尊重しながら、新たな制度を設ける。ただし、旧町における適用部分は、現行のまま新市に継承する。

・工業団地は、現行のまま新市に継承する。ただし、計画中のものについては、新市における総合計画に基づき調整する。

合併協定項目の決定内容については、紙面の関係上その一部を抜粋又は編集して掲載していただきます。

なお、会議資料については、会議当日に、傍聴人に対する閲覧用資料として準備する他、各町役場においても、会議の翌日から、閲覧・コピー(有料)することができます。また、協議会のホームページにおいても、速やかに掲載する予定にしていますので、ご利用ください。